

「学校法人制度の改善方策について（案）」に関する パブリックコメント（意見公募手続）の実施について

平成 30 年 9 月 6 日
高等教育局私学部私学行政課

文部科学省では、学校法人制度全般にわたる改善方策を検討するため、平成 29 年 8 月に大学設置・学校法人審議会学校法人分科会の下に学校法人制度改善検討小委員会を設置し、検討を進めてまいりました。

我が国の教育に大きな役割を担う私立学校が、今後も社会からの信頼と支援を得て重要な役割を果たし続けるため、学校法人の自律的で意欲的なガバナンスの改善や経営の強化の取組、情報公開を促し、学生が安心して学べる環境を整備するよう、改善に向けた考え方と方策を提言するため、上記小委員会では「学校法人制度の改善方策について」の取りまとめを予定しております。

つきましては、本件に関し、「学校法人制度の改善方策について（案）」について、パブリック・コメント（意見公募手続）を実施いたします。

御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

【1. 案の具体的内容】

→【別添】参照

【2. 意見の提出方法】

(1) 提出手段 電子メール
(電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください)

(2) 提出期限 平成 30 年 10 月 5 日 必着

(3) 宛先

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関 3-2-2

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係・企画係 宛

電子メールアドレス：sigakugy@mext.go.jp

(判別のため、件名は【パブリックコメント（審査基準改定）への意見】として下さい。また、コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入下さい)

【3. 意見提出様式】

「学校法人制度の改善方策について（案）」についての意見

- ・氏名
- ・性別、年齢
- ・職業（在学中の場合は「高校生」「大学生」など、在学する学校段階を表記。）
- ・住所
- ・電話番号
- ・意見

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。（1枚1意見、1メール1意見としてください。）

【4. 備考】

- ① 御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ② 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

（高等教育局私学部私学行政課）